

第2次光市環境基本計画（素案）

平成24年12月

光 市

目次

第1章 計画の基本的事項

1 環境問題の動向	1
2 計画改定の背景	4
3 計画の位置付け	5
4 計画の期間	5
5 計画の対象となる主体及び範囲	5
6 計画の構成	6

第2章 第1次計画の取組状況と評価

1 自然環境保全推進プロジェクト	7
2 美しいまち推進プロジェクト	12
3 もったいない文化推進プロジェクト	15
4 ストップ地球温暖化推進プロジェクト	19

第3章 目指すべき環境像と基本方針

1 目指すべき環境像	22
2 環境像実現に向けた基本姿勢	24
3 基本方針	25

第4章 基本方針ごとの施策の方向

基本方針1 多様な自然と歴史が息づき、豊かな原風景を次世代へつなぐまち	
	【自然共生社会の実現】 27
基本方針2 低炭素で地球へのやさしさを大切にするまち	【低炭素社会の実現】 34
基本方針3 循環を基調に限りある資源を大切にするまち	【循環型社会の実現】 37

第5章 リーディングプロジェクト

1	リーディングプロジェクトとは	40
2	リーディングプロジェクト	42
	プロジェクト1 光ソーラーCITYプロジェクト	42
	プロジェクト2 STOP 地球温暖化プロジェクト	44
	プロジェクト3 人と自然のハーモニープロジェクト	47
	プロジェクト4 MOTTAINAI プロジェクト	50
	プロジェクト5 まち美化パートナーシッププロジェクト	52

第6章 環境配慮指針

1	主体別における環境配慮指針	54
2	事業における環境配慮指針	57

第7章 計画の推進

1	計画の推進に向けて	58
2	推進体制	58
3	情報の発信と進行管理	59

第1章 計画の基本的事項

1 環境問題の動向

(1) 地球規模の環境問題の拡大

20世紀は、科学技術と産業が発展を遂げた一方で、資源の大量消費が進んだため、世界各地で自然破壊や環境汚染が深刻化し「環境破壊の世紀」とも言われています。

アメリカを中心とした経済成長の時代を迎える中で、環境問題に対する社会の意識が高まり、1980年代にはオゾン層の保護に関する国連の取組みが始まるなど、地球規模で広がる様々な環境問題が注目を集めるようになりました。1990年代からは、各国の経済が連動し、世界経済が拡大するグローバル化が進みましたが、それとともに環境への負荷やその影響も世界の人々が共有するものとなり、地球規模の環境問題としての危機感が高まってきました。

こうした中、国際的にみると、特に地球温暖化対策に関して大きな動きがありました。平成17年に京都議定書が発効され、平成24年までの第1約束期間での温室効果ガス削減目標のため、各国で地球温暖化対策が進められています。これに伴い、環境ビジネスの成長や、自然エネルギーの導入促進、カーボン・オフセットの取組みの拡大などの動きがありました。国内でも、「京都議定書目標達成計画」の策定や地球温暖化対策推進法の改正などの法整備が行われるとともに、自主参加型国内排出量取引制度の開始、地球温暖化に向けた国民運動である「チーム・マイナス6%」などがスタートし、第1約束期間での温室効果ガス削減目標である平成2年比6%削減に向けて取組みが進みました。また、平成21年には、国連気候変動サミットにおいて、日本の温室効果ガス排出量を平成32年までに平成2年比25%削減することを表明し、これまでの「チーム・マイナス6%」から「チャレンジ25キャンペーン」に生まれ変わり、新たな取組みを展開しており、平成22年度の日本の温室効果ガス排出量は基準年比0.3%減の結果となっています。

地球温暖化対策以外では、各種法改正や「環境教育等促進法」の施行のほか、「21世紀環境立国戦略」、「第2次循環型社会形成推進基本計画」「生物多様性国家戦略1012-2020」の策定など、環境保全に関わる取組みの見直しや新たな取組みの推進が図られています。

(2) 日本の環境政策の方向

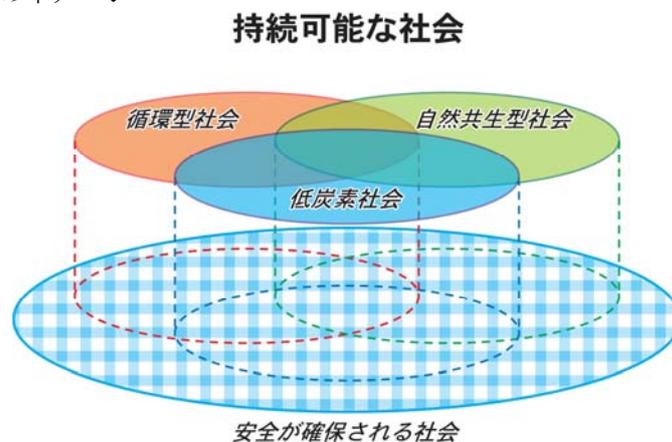
国際的な地球環境問題や国内の多様な課題に対応するため、環境保全の理念や責務などを定めた「環境基本法」を平成5年に制定、翌6年には環境に対する認識と政策の方向性を示す環境基本計画を閣議決定し、「循環」「共生」「参加」「国際的取組」を我が国の長期的な目標と決めました。以降、平成12年には第二次環境基本計画、平成18年には第三次環境基本計画を策定しました。平成19年には、温室効果ガスの排出削減を目指す「低炭素社会」、自然生態系の保全を目指す「自然共生社会」、廃棄物処理と資源リサイクル制度を目指す「循環型社会」という3つの社会像に向けた統合的な取組みにより、持続可能な社会の実現を目指す「21世紀環境立国戦略」を策定しました。

さらに、平成23年3月の東日本大震災を契機に、エネルギー政策は大きな転換期を迎えており、省エネルギーや自然エネルギーの推進など、その見直しが議論されています。

こうした中、平成24年には第四次環境基本計画を策定し、環境行政の究極目標である持続可能な社会は、「低炭素」「循環」「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、震災を踏まえて「安全」がその基盤として確保される社会であると位置付けました。

こうした国の動きを受けて、全国各地の自治体では、地方行政の立場から様々な環境政策を推進するため、環境基本計画をはじめとした計画や指針などを策定しています。

持続可能な社会のイメージ



参考：第四次環境基本計画

(3) 環境問題に対する近年の各種法制度、社会制度の整備

年	自然共生社会関連	低炭素社会関連	循環型社会関連	その他生活環境等
H15	・自然再生推進法施行 ・改正鳥獣保護法（生物多様性確保）施行		・循環型社会推進基本計画策定	・土壌汚染対策法施行
H16				・環境教育推進法施行
H17	・外来生物法施行	・京都議定書発効 ・チーム・マイナス6%運動開始 ・京都議定書目標達成計画策定		・環境配慮促進法施行 ・景観法施行
第三次環境基本計画策定				
H18		・バイオマス・ニッポン総合戦略改定		・改正大気汚染防止法施行
21世紀環境立国戦略策定				
H19	・第三次生物多様性国家戦略策定	・グリーン契約法施行 ・エネルギー基本計画第一次改定	・改正フロン回収破壊法施行	
H20	・エコツアー推進法施行 ・生物多様性基本法施行	・京都議定書目標達成計画改定 ・低炭素社会づくり行動計画策定 ・農林漁業バイオ燃料法施行	・第2次循環型社会形成推進基本計画策定	
H21		・改正温暖化対策推進法施行	・海岸漂着物処理推進法施行	・微小粒子状物質に係る環境基準告示
H22	・生物多様性国家戦略2010策定 ・生物多様性条約第10回締約国会議名古屋開催	・チャレンジ25キャンペーン運動開始 ・改正省エネ法施行 ・エネルギー基本計画第二次改定		
H23				・改正大気汚染防止法施行 ・改正土壌汚染対策法施行
第四次環境基本計画策定				
H24	・生物多様性国家戦略2012-2020策定			・環境教育等促進法施行

2 計画改定の背景

本市では、山・川・海の調和の取れた自然環境を守り育てるため、平成18年3月に「自然敬愛都市宣言」を行うとともに、平成19年4月に、自然敬愛の理念を踏まえた「光市環境基本条例」を施行しました。また、自然敬愛の精神と光市環境基本条例の理念に基づいた環境施策を総合的・計画的に推進し、豊かな自然環境を後世に引き継ぐため、平成20年3月に「光市環境基本計画」を策定し、その将来像「人と自然がきらめく美しいまち ふるさと“ひかり”」の実現に向けて、様々な施策を展開しています。

しかし、近年、環境問題は地球温暖化問題をはじめとして、地域規模から地球規模まで年々複雑化・多様化するとともに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を機に、以前にも増して自然エネルギーや省エネルギーに関する取組みを行う意識が醸成され、自然との共生が国民的な課題にもなっています。

こうした中、平成24年3月に策定した光市総合計画後期基本計画では、“自然敬愛都市宣言”の理念をまちづくりの基本の一つに掲げており、その実現のために、市民・事業者・市が協働して取り組む課題を明確にし、それぞれの主体の役割分担と市民の目線に立った取組みを進めることとしています。

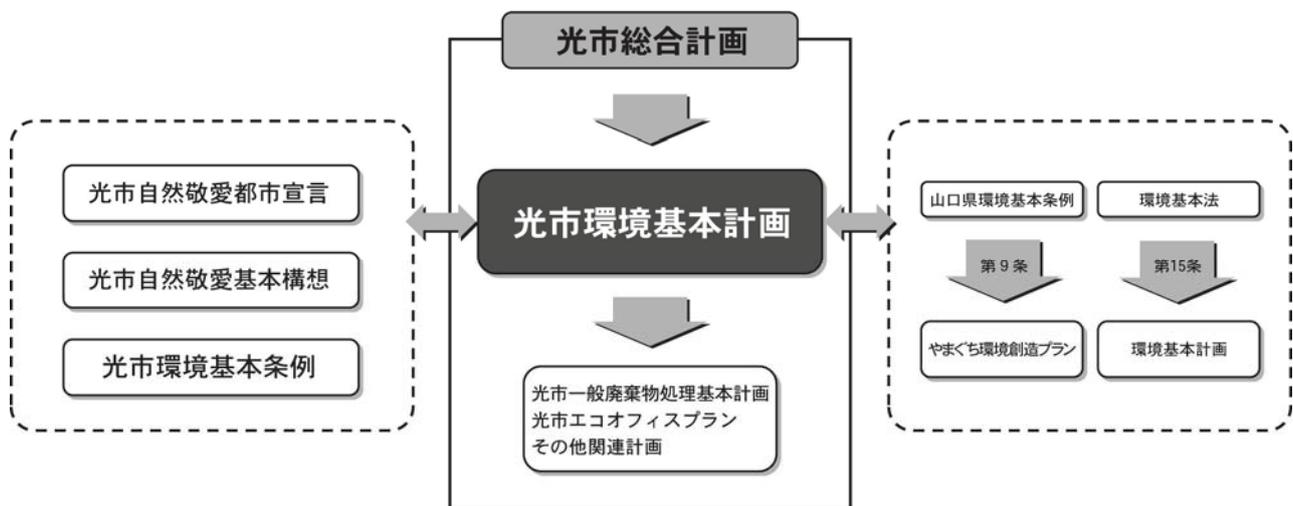
このような状況を踏まえ、平成24年度に計画の終期を迎える「光市環境基本計画」を見直し、新たな課題や社会情勢の変化に対応するための「第2次光市環境基本計画」を策定することとしました。

3 計画の位置付け

本計画は、光市環境基本条例第8条第1項に基づき策定するもので、国や県の関係法令・条例及び計画を踏まえるとともに、光市総合計画の環境政策に係る分野別計画として策定するもので、本市における環境行政の最も基本となる計画となります。

このため、策定にあたっては、光市総合計画、光市自然敬愛都市宣言、光市自然敬愛基本構想及び光市環境基本条例の理念を踏まえて策定します。また、本市が策定する環境に関する個別の計画については、本計画との整合を図ります。

さらに、本計画は、環境の保全と創造に関する施策を、長期的な観点から総合的かつ計画的に推進するためのもので、市はもとより市民や事業者の環境面に関わる指針となるものです。



4 計画の期間

本計画は、平成25年度を初年度とし、平成34年度を目標年度とする10年計画です。ただし、本計画の行動計画であるリーディングプロジェクトについては、5年を目途に見直しを行います。

なお、環境問題や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

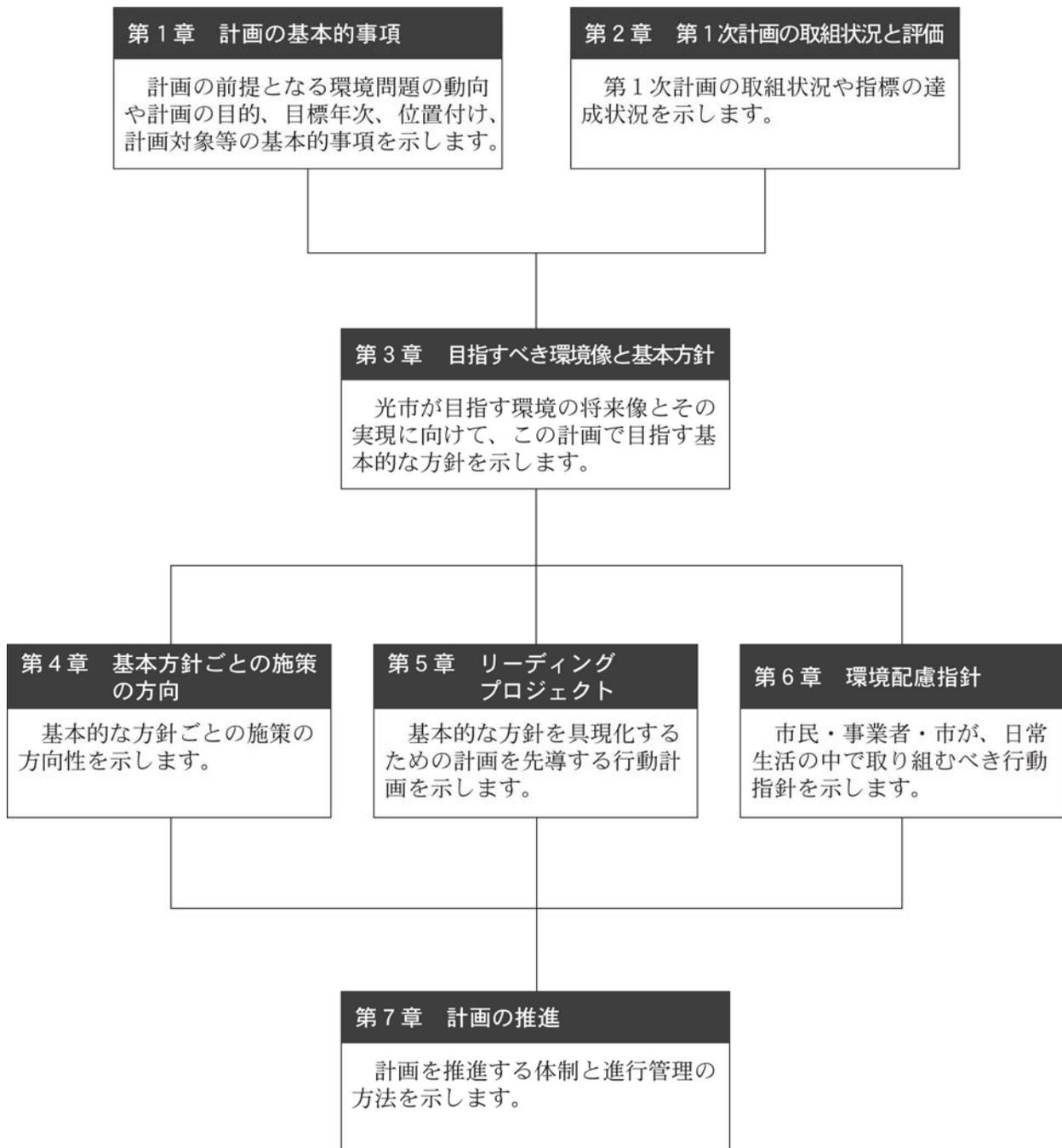
5 計画の対象となる主体及び範囲

本計画の対象となる主体は、市民・事業者・市です。市民には、NPO等の市民団体、本市への通勤・通学者、滞在者及び通過者も含まれます。

また、自然環境、文化環境など、日常生活の環境から、地球規模の環境まで全ての範囲を対象とします。

6 計画の構成

本計画の構成は次のとおりとしています。



第2章 第1次計画の取組状況と評価

平成20年度からの5年間を計画期間とする「光市環境基本計画（第1次）」では、計画の主導的役割を果たす4つの主要施策をリーディングプロジェクトと位置付け、重点的な取組みを進めてきました。リーディングプロジェクトにおける進捗状況を、毎年度調査し、計画の実効性の確保に努めました。また、指標の達成状況を把握するため計画の最終年である平成24年に市民アンケートを実施しました。

1 自然環境保全推進プロジェクト

(1) 5年間の主な取組状況

施策・事業例	内容／担当課	取組状況（H20.4～H24.9）
里山再生プロジェクト	里山の保全、創造、再生 ／水産林業課	繁茂拡大した竹の伐採及び再生竹の除去を実施。 H20 1カ所 1.0ha H21 4カ所 13.0ha H22 2カ所 6.6ha H23 3カ所 9.2ha
市民と協働による森林づくり	美しい森林を次世代に引き継ぐ ／水産林業課・公園緑地課	市有林の造林事業として、広葉樹（ヤマザクラ）の植栽を実施。 H20 1.0ha H21 1.0ha H22 1.0ha H23 0.7ha
伊藤公の森整備	協働による伊藤公の森の再生 ／水産林業課	竹繁茂地の伐採や広葉樹（ヤマザクラ）の植栽、遊歩道の整備などを実施。

施策・事業例	内容／担当課	取組状況（H20.4～H24.9）
どんぐりランドの運営	どんぐりの森を自ら育てる ／水産林業課	<p>「どんぐり・まつぼっくり教室」を開催し、森の話や自然観察を行うとともに、どんぐりの森整備として種まき及び植栽体験を行い、参加者に自然の大切さについての啓発を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「どんぐりまつぼっくり教室」参加者 H20 58人（19家族） H21 インフルエンザ蔓延のため中止 H22 36人（14家族） H23 23人（9家族） ・「どんぐりの森（苗木の植栽）」参加者 H22 11人（4家族） H24 22人（8家族）
ひかり名木百選の指定	代表的な巨木や名木の指定 ／公園緑地課	市内 122本の樹木をひかり名木百選に決定し、「ひかり名木百選」の冊子の作成と標識を設置。
自然環境保全地域の指定	地域指定による自然環境の保全 ／環境政策課	原生自然環境保全地域 3カ所、自然環境保全地域 3カ所を指定し、標識の設置及びマップを作成。
河川再生プロジェクト	協働による保全活動の推進 ／道路河川課・環境政策課	<p>川とのふれあい、水環境の大切さを学ぶ「親と子の水辺の教室」、「島田川エコデザイン事業」を開催。また、エコフェスタでは、島田川の大切さと川の保全の大切さをPR。さらに、下水道未整備地区の自治会を対象に生活排水浄化対策実践活動を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「親と子の水辺の教室」参加者 H20 100人 H21 101人 H22 63人 H23 60人 H24 88人 ・「島田川エコデザイン事業」参加者 H20 40人 H21 エコフェスタにおけるコーナー設置 H22 128人 H23 107人 H24 30人

施策・事業例	内容／担当課	取組状況（H20.4～H24.9）
白砂青松 10 万本 大作戦	松の植栽による海岸松林の整備 ／水産林業課	室積海岸及び虹ヶ浜海岸において、市民との協働による黒松植樹を実施。また、密集地の間伐及び松の戸籍銘板設置を実施。 ・クロマツ植栽本数 H20 3,500 本 H21 1,450 本 H22 1,030 本 H23 400 本
自然海岸清掃活動	クサフグ産卵地の清掃活動 ／文化・生涯学習課	中学生リーダーやボランティアを中心にゴミ拾いや草刈りなど、クサフグ産卵地の海岸清掃活動を実施。
循環型農業の推進	減農薬等による環境負荷の低減 ／農業耕地課	減農薬、減化学肥料による栽培を促進するとともに「エコファーマー」認定の増員や品目の増加を促進。 ・エコファーマー認定者 H20 2 人 H21 1 人 H22 2 人 H23 1 人 H24 2 人
環境・健康ウォーク	歩きながら自然とふれあう ／体育課・健康増進課・環境政策課	市民ボランティア及び3課の協働により「ひかり環境・健康ウォーキングマップ」及びコースごとのリーフレットを作成。また、マップを活用した「ひかりふるさとウォーク」を実施。さらに、「光のあるくろードウォーキングラリー」事業を実施。 ・「ひかりふるさとウォーク」参加者 H20 329 人 H21 245 人 H22 237 人 H23 156 人 ・「光のあるくろードウォーキングラリー」登録者 H20 382 人 H21 497 人 H22 567 人 H23 607 人 H24 615 人

施策・事業例	内容／担当課	取組状況（H20.4～H24.9）
環境マップの作成、活用	環境学習教材として活用 ／環境政策課	「ひかり環境・健康ウォーキングマップ」の活用及び「ひかりふるさとウォーク」の開催。（再掲）

（２）指標

項 目	策定時① (H19)	近況値② (H24)	目標値③ (H24)	達成率 ②/③ ×100
森・川・海など自然とふれあっている人の割合	16.1%	15.2%	20.0%	76.0%
動物や植物の観察や保護活動をしている人の割合	2.5%	1.6%	10.0%	16.0%
自然とのふれあいの機会の多さに関する満足度	24.5%	23.2%	30.0%	77.3%

◇参考値

項 目	策定時	近況値
山や森林などの自然の緑の美しさに関する満足度	81.8%	81.1%
川の水のきれいさに関する満足度	72.9%	66.9%
白砂青松 10 万本大作戦に参加している人の割合	11.6%	12.1%

※参考値における満足度：「満足」と「やや満足」を合わせた数値

※参考値における割合：「いつもしている」と「たまにしている」を合わせた数値

（３）５年間の評価

本プロジェクトでは、全体的に順調に取組みが進んでおり、一定の成果があったものと考えられます。「ひかり名木百選の指定」では、市内の名木をひかり名木百選に決定し、冊子の作成や標識を設置しました。「環境・健康ウォーク」では、歩きながら自然とふれあうことができる「ひかり環境・健康ウォーキングマップ」などを作成し、「ひかりふるさとウォーク」や「光のあるくロードウォーキングラリー」を実施しました。また、「どんぐりランドの運営」、「白砂青松10万本大作戦」、「自然海岸清掃活

動」など市民との協働による取組みを多く実施し、市民参加による自然環境の保全とともに、自然を敬愛する心を育む取組みを進めてきました。

こうした取組みにも関わらず、指標項目の内、「動物や植物の観察や保護活動をしている人の割合」の達成率が低い状況にあり、これまで以上に自然や動植物とふれあう機会を増加させ、自然環境に対する関心を高める施策などを進めていく必要があります。

2 美しいまち推進プロジェクト

(1) 5年間の主な取組状況

施策・事業例	内容／担当課	取組状況（H20.4～H24.9）
犬の飼い方教室	マナー教室 ／環境政策課	動物愛護月間に合わせ、飼い主のマナーアップのための研修会を実施。 ・「犬の飼い方教室」参加者 H20 43人 H21 51人 H22 31人 H23 25人
環境美化ボランティア・サポート事業	市民参加による地域の環境美化、保全活動の推進 ／地域づくり推進課	身近な道路や公園を地域で管理する団体を募集し、市民参加による環境の美化や保全活動の拡大を推進。 ・加入団体（H19までに3団体加入） H20 2団体 H21 2団体 H22 3団体 H23 1団体 H24 1団体
クリーン光大作戦	市民と協働による清掃活動 ／文化・生涯学習課	青少年の社会参加活動の促進を図りながら河川・海岸及び自治会内道路等の清掃活動を全市的に実施。 ・「クリーン光大作戦」参加者 H20 20,682人 H21 20,064人 H22 18,795人 H23 20,553人 H24 17,381人
神籠石散策道等の整備	文化財周辺の清掃と環境整備 ／文化・生涯学習課	石城山神籠石散策道周辺の支障木の伐採や草刈り、石垣の清掃を実施。また、ボランティア団体による散策道及び周辺の美化・整備活動を実施。
緑花ボランティア	知識を有するボランティアの育成 ／水産林業課	緑化活動や研修会を実施し、市民の自主活動による花と緑の保全活動を推進。 H20 研修会3回、緑化活動6回 H21 研修会1回、緑化活動10回 H22 自主運営へ移行

施策・事業例	内容／担当課	取組状況（H20.4～H24.9）
★緑化協定制度	緑につつまれたまちづくりの推進 ／公園緑地課	制度に関する周知不足等により、緑化協定の締結申し出がなかったため未実施。
休耕田の再生・活用	景観形成作物の栽培 ／農業耕地課・環境政策課	中山間地域等直接支払制度における農地の管理活動などで、休耕田を活用した景観形成作物の栽培を推進。

★：未実施事業

（２）指標

項 目	策定時① (H19)	近況値② (H24)	目標値③ (H24)	達成率 ②/③ ×100
地域で花木を植える緑化活動に参加している人の割合	4.2%	4.4%	10.0%	44.0%
地域での環境美化活動に参加している人の割合	51.1%	48.0%	60.0%	80.0%
まちの清潔さに関する満足度	6.1%	9.5%	10.0%	95.0%

◇参考値

項 目	策定時	近況値
街並みの美しさに関する満足度	46.5%	52.1%
街路樹などのまちの緑に関する満足度	63.0%	61.7%
クリーン光大作戦に参加している人の割合	83.2%	83.9%

※参考値における満足度：「満足」と「やや満足」を合わせた数値

※参考値における割合：「いつもしている」と「たまにしている」を合わせた数値

（３）５年間の評価

本プロジェクトでは、市民の主体的な活動による環境美化の取組みを多く実施してきました。「環境美化ボランティア・サポート事業」では、これまで12団体が地域の環境美化や保全活動に自主的に取り組んでおり、その数は年々増加しています。「緑花ボランティア」では、知識を有するボランティアを育成するとともに、平成22年度に自主活動に移行し、市民自らが花と緑の保全活動を推進しています。また、市民総

参加の取組みとして定着している「クリーン光大作战」を継続実施するなど、美しくきれいな街並みと住みよい生活環境を創出するための様々な取組みを進めてきました。

こうした取組みにより、まちの清潔さに関する満足度は目標値に近い水準まで高まっています。

今後は、これまで以上に市民の主体的な参加を助長し、より満足度を高めていく必要があります。

3 もったいない文化推進プロジェクト

(1) 5年間の主な取組状況

施策・事業例	内容／担当課	取組状況 (H20.4～H24.9)
ふろしきの普及	ふろしき利用の拡大 ／環境政策課	地球環境に負荷をかけないライフスタイルを普及させることを目的にふろしきをもったいないのシンボルとして活用。光市オリジナルもったいないふろしきを作成・販売。ふろしきセミナーやもったいないふろしき展を開催するなど普及啓発を実施。 ・「ふろしきセミナー」参加者 H20 305人 H21 282人 H22 79人 H23 205人 ・「もったいないふろしき」作成枚数 H20 200枚(あい) H21 300枚(あい・もえぎ) H22 500枚(もえぎ・きらめき) H23 2,400枚(雅・和・薫) ※国体使用枚数含む H24 400枚(梅・松)
「もったいない事例」の集約	もったいないの取組みの募集とPR ／環境政策課	もったいない事例を市民から募集し、活用する事業としてホームページ上に「もったいない貯金箱」を設置。平成23年度にもったいない大賞を実施し、3部門における優秀アイデアを表彰。
食育の推進	食育による食品残渣の減量化 ／学校教育課	児童生徒の食に対する関心・意欲の高揚のため、食育アンケートの実施や給食試食会、食育シンポジウム、給食残渣減量キャンペーンを実施。 ・学校給食残量率 H22 5.1% H23 4.5% H24 4.5%

施策・事業例	内容／担当課	取組状況（H20.4～H24.9）
生ごみリサイクルの推進	堆肥化による生ごみの減量 ／環境事業課	<p>生ごみ減量啓発パンフレットの作成・配布や、家庭用生ごみ処理機購入補助を実施。また、市快適環境づくり推進協議会と連携し、段ボールコンポストの販売を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電動生ごみ処理機補助件数 H20 38件 H21 33件 H22 28件 H23 13件 ・段ボールコンポスト補助件数 H21 186件 H22 365件 H23 196件
紙製容器包装類のリサイクル	紙製容器包装類の資源化 ／環境事業課	保育園、幼稚園、小中学校に回収ボックスを設置し、取組みを推進。
エコショップ認定制度	店舗の認定とPR ／環境事業課	<p>平成 22 年度に制度を開始し、市内店舗の認定とともに制度の啓発活動を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコショップ認定店数 H22 9店舗 H23 9店舗
不用品交換システムの充実	市民が主体のシステムの構築 ／環境事業課	<p>平成 22 年度にリユースネットひかり事業を開始し、市民への周知とともに利用促進の向上への取組みを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リユースネットひかり利用 H22 譲りたい登録 81、成立 48 譲ってほしい登録 76、成立 11 H23 譲りたい登録 101、成立 70 譲ってほしい登録 66、成立 22

(2) 指標

項 目	策定時① (H19)	近況値② (H24)	目標値③ (H24)	達成率 ②/③ ×100
使い捨て製品の購入を控えている人の割合	28.3%	28.2%	35.0%	80.5%
買い物袋を持参している人の割合	40.0%	90.2%	45.0%	200.0%
不用品バザーやフリーマーケットに参加している人の割合	11.8%	6.6%	15.0%	44.0%

◇参考値

項 目	策定時	近況値
資源回収・リサイクルの状況に関する満足度	68.3%	76.5%
詰め替え製品を購入する人の割合	88.0%	91.8%
古新聞やアルミ缶等の資源回収に参加している割合	79.6%	80.9%

※参考値における満足度：「満足」と「やや満足」を合わせた数値

※参考値における割合：「いつもしている」と「たまにしている」を合わせた数値

(3) 5年間の評価

本プロジェクトでは、これまで、無駄を出さない、物を大切にするなど生活に密着した循環型社会の実現に向けた取組みを進めてきました。「ふろしきの普及」では、本市オリジナルもったいないふろしきの作成や、ふろしきセミナーの開催など、ふろしきを「もったいない」のシンボルとして、市民の環境意識の向上に努めてきました。

また、廃棄物の発生抑制や再資源化など3Rの取組みとして、事業者の自主的な取組みを促進する「エコショップ認定制度」の実施や、不用品の再資源化のための「不用品交換システム」など、様々な取組みを進めてきました。

こうした取組みに加え、県内一斉レジ袋の無料配布中止等により、指標においては、ふろしきやマイバッグなど、「買い物袋を持参している人の割合」が大きく増加しています。

循環型社会の実現に向けた取組みは、何より市民意識の高まりが不可欠であること

から、引き続き、啓発活動や制度の利用促進に向けた取組みを進めていく必要があります。

4 ストップ地球温暖化推進プロジェクト

(1) 5年間の主な取組状況

施策・事業例	内容／担当課	取組状況 (H20.4～H24.9)
緑のカーテンの普及	つる性植物による日蔭の創出 ／環境政策課	省エネルギーや環境意識の向上を推進するため、市施設や市立小・中学校全校に緑のカーテンを設置。また、市民に普及を図るため緑のカーテン設置講習会やコンテストを実施。
光熱水費削減プログラム	学校のエネルギー使用量の削減 ／環境政策課	光熱水費の削減への取組みを促すフィフティフィフティプロジェクト事業を市立小・中学校全校において実施。 第1期 (H20.10～21.9) 5校削減 第2期 (H21.10～22.9) 5校削減 第3期 (H22.10～23.9) 5校削減
地産地消の推進	食品輸送に係るエネルギー削減 ／農業耕地課	食品輸送に係るエネルギー削減を図るため、パイロットショップ・里の厨の運営による地産地消を推進。
★菜の花プロジェクト	採油用植物の栽培 ／環境政策課・農業耕地課	遊休農地や休耕田の有効利用や農地の多面的機能の向上として期待されているが、農業者の高齢化、輸入品に比べ割高等の課題があり未実施。
太陽光発電システムの普及	太陽光発電システムの導入拡大 ／環境政策課	平成 21 年度から住宅用太陽光発電システム設置費補助事業を実施。市立小・中学校 4 校へ太陽光発電システムを設置。 ・住宅用太陽光発電システム補助件数 H21 80 件 H22 146 件 H23 159 件 H24 106 件
★廃油再生事業	廃油による石油代替燃料の製造 ／環境政策課	効率的な廃油回収システム及びBDFの地域内利活用の確立に向け検討してきたが、十分な廃油の回収量や需要が見込めないなどの課題があり未実施。
地球温暖化対策地域協議会	協働での温暖化防止活動推進 ／環境政策課	平成 20 年度に光市地球温暖化対策地域協議会を設立。講演会や緑のカーテンコンテストの実施、ひかりエコフェスタへの協力など、地球温暖化対策への取組みを推進。

★：未実施事業

(2) 指標

項 目	策定時① (H19)	近況値② (H24)	目標値③ (H24)	達成率 ②/③ ×100
家庭で花や木などの緑を育てている人の割合	56.2%	49.1%	65.0%	75.5%
環境家庭簿をつけている人の割合	3.1%	2.0%	10.0%	20.0%
省エネルギーの推進など温暖化対策の状況に関する満足度	2.9%	4.7%	10.0%	47.0%

◇参考値

項 目	策定時	近況値
節電をしている人の割合	92.2%	96.3%
エコドライブ（アイドリングストップ等）をしている人の割合	57.6%	53.7%
車を使わず徒歩や電車、バス、自転車を使う人の割合	35.2%	43.8%

※参考値における割合：「いつもしている」と「たまにしている」を合わせた数値

(3) 5年間の評価

本プロジェクトでは、自然エネルギーの普及促進や、環境意識の醸成を目的とした「太陽光発電システムの普及」や「緑のカーテンの普及」などの取組みを重点的に行いました。特に、「太陽光発電システムの普及」は、単なる自然エネルギーの転換にとどまらず、市民の環境意識の高揚や環境教育の推進など、多くの効果を生み出すものと考えられ、平成21年度から平成24年度までに491件の住宅に対し設置補助を実施するとともに、市内小・中学校4校に対し、太陽光発電システムを設置しました。

こうした取組みにより、「省エネルギーの推進など温暖化対策の状況に関する満足度」は増加傾向にあり、「節電をしている人の割合」も非常に高い値を示しています。

温暖化対策は地球規模で取り組むべき課題ですが、地域に根ざした取組みを進めることにより、地球全体の環境保全につながることから、今後も、本市の特性を活かした自然エネルギーの導入を促進するとともに、エネルギー消費の削減や効率的な使用

を進めていく必要があります。

第3章 目指すべき環境像と基本方針

1 目指すべき環境像

光市総合計画後期基本計画においては、目指すまちの姿を『やさしさあふれる「わ」のまち ひかり』と定め、その実現を図るため、「自然敬愛都市宣言」などの3つの都市宣言の理念を基本に、「自助・互助・共助・公助の調和を図る」や、「3つの「わ」（対話・調和・人の輪）から、まちにやさしさを導く」など3つの視点をもって、今後5年間のまちづくりを進めることとしています。

しかしながら、私たちを取り巻く環境の現状は、東日本大震災後のエネルギー政策の見直しや、地球温暖化への対応など、これまでの環境問題に加えて、私たちのライフスタイルにも多くの課題を与えました。

こうした様々な課題に対し、今一度、私たちの身近な環境に目をやり、自然への畏敬の念やふるさとのかけがえのない環境を維持・向上させ、次の世代に着実に引き継いでいくための取組みが求められます。

本計画においては、こうした考え方や自然敬愛の精神と光市環境基本条例の基本理念をもとに、目指すべき環境像を次のように定めます。

(仮)

人に自然に やさしさあふれる環境都市 ひかり

～自然の恵みに感謝し 美しいふるさとをいつまでも～

どこまでも続く青い海、緑豊かな山々、清らかに流れる川、四季折々の花、新鮮な空気や水、豊かな実りをもたらす大地、そして燦々と降り注ぐ太陽の光、これらの多くの自然の恵みは、私たちの生活にやすらぎとうるおい、力を与えてくれています。私たちはこうした自然の恵みに感謝し、「未来からの借り物」であるこの美しいふるさとを美しいまま未来に伝えていくとともに、人にも自然にもやさしさに満ちあふれた環境都市を目指します。

また、市民・事業者・市それぞれがあらゆる場面で環境について学び考え、環境を大切にすることを行動することで、各主体が一丸となった環境像の実現を目指していきます。

※未来からの借り物：この地球は先祖から受け継いだものではなく、未来の子どもたちからの借り物という考え方。地球を傷つけると、未来の子どもたちを傷つけるという考えで未来へとつながる。(ネイティブ・アメリカンの教え)

2 環境像実現に向けた基本姿勢

(1) 人と自然の「対話」

いつも身近に自然を感じ、自然の声に耳を傾けながら、様々な恩恵をもたらす自然にやさしさと感謝の気持ちを持ち続け、人と自然の共生を目指します。

(2) 地域環境の「調和」

地域の環境が地球全体の環境に深く関わっていることを意識し、地域が有する環境を大切にするとともに、良好な環境を未来へ引き継ぐため、多様な環境との調和を目指します。

(3) 環境でつなぐ「人の輪」

環境への負荷の少ない持続可能な社会を目指し、推進主体それぞれの責務に応じた役割分担のもと、多くの人々が環境活動で繋がる人の輪を目指します。

3 基本方針

目指すべき環境像を具現化していくために、光市環境基本条例に定める基本方針に基づきつつ、近年の環境課題、国の第四次環境基本計画及び光市総合計画後期基本計画の政策を踏まえ、3つの環境分野別目標を設定し、各種施策の展開を図ります。

(1) 多様な自然と歴史が息づき、豊かな原風景を次世代へつなぐまち【自然共生社会の実現】

緑豊かな山々、青く澄み切った海や川に囲まれ、多様な生き物とともに暮らし、先人から受け継いだ歴史や文化を守り伝える、人と自然が共生できる安全で快適なやさしさのあるまちを目指します。

(2) 低炭素で地球へのやさしさを大切にするまち【低炭素社会の実現】

私たちの生活スタイルや事業活動等が、地球温暖化などの地球環境にも影響を与えていることを考慮し、地球環境について一人ひとりが自ら考え、実践し、これまでより温室効果ガス排出量を削減しつつ、生活の豊かさを実感できる、地球にやさしい低炭素のまちを目指します。

(3) 循環を基調に限りある資源を大切にするまち【循環型社会の実現】

市全体に「もったいない」の輪が広がり、限りある資源の消費を抑制し、これまで廃棄されていたものを新たな資源として有効に活用する資源循環システムの実現や、それを可能にする生活スタイルへの転換など、持続可能で地球にやさしいごみゼロのまちを目指します。

計画のイメージ図



第4章 基本方針ごとの施策の方向

基本方針1 多様な自然と歴史が息づき、豊かな原風景を次世代へつなぐまち

【自然共生社会の実現】

◇現状と課題

本市は、「日本の白砂青松100選」や「森林浴の森日本100選」などに選定された室積・虹ヶ浜海岸に代表される瀬戸内海国立公園や幽玄な石城山県立自然公園に囲まれるとともに、水鳥の憩いの場や豊富な水をたたえる島田川など、貴重で豊かな自然環境を有しています。

また、多種多様な動植物が生息・生育し、その中には天然記念物に指定されているカラスバトやモクゲンジなどの貴重な動植物も多く、これらの動植物と共生しながら生活しています。

しかし近年、利便性や効率性を重視した社会・経済活動の結果、自然の破壊が進み、生態系そのものが崩壊の危機に直面しています。さらに、震災をはじめ、大型台風や集中豪雨など、私たちの予想をはるかに凌ぐ規模での自然災害も発生しています。こうした状況の中、この豊かな自然環境を次世代に継承することを私たちの使命として、より一層の取組みを進めていくことが必要です。

本市においては、豊かな自然環境を市民の誇りとして、市民との協働による取組みを積極的に実施し、市民参加による自然環境の保全とともに、自然を敬愛する心を育む取組みを進めてきました。

今後は、これまで以上に安全で安心な生活環境が確保されるとともに、生物多様性が適切に保たれ、自然の恵みを将来にわたって享受できる、人と自然が共生した社会の実現への取組みが必要です。

◇施策の方向性

- 豊かな自然環境の保全
- 動植物の保護及び管理
- 自然とのふれあいの推進
- 安全かつ快適な生活環境の確保
- 良好な景観の保全

1 豊かな自然環境の保全

(1) 自然保護意識の普及啓発

① 自然敬愛精神の醸成

「光市自然敬愛基本構想」に基づき、本市のかけがえのない財産である貴重な自然環境を良好な状態で次世代に継承するため、あらゆる場面を通じて自然に対する保全意識の高揚に努めます。また、自然敬愛に関する取組みを広く情報発信します。

② 環境保全活動の促進

本市では、恵まれた自然環境をかけがえのない財産として、これまでも地域住民の主体的な参画のもと、長年にわたり様々な保全活動を行ってきました。今後も引き続き、市民総参加による自然環境の保全と再生に取り組みます。

(2) 森・川・海・農地の保全

① 森林整備の推進

市域の約53%を森林が占める本市では、森林が持つ多面的機能の発揮や森林資源の安定供給を図るため、計画的な造林・保育等の森林整備に努めます。また、山地災害の防備、水源の涵養、二酸化炭素の吸収・貯蔵、野生生物の生息地など、森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、保安林の整備に努めます。

② 河川の保全

川は、私たちの生活に必要不可欠な上水や農業用水の供給源であるとともに、さまざまな生物の生息地であり、さらには自然と人とのふれあいの場でもあります。このため、自然環境や生態系に配慮した多自然川づくりに努めます。

③ 海岸の保全

本市が全国に誇る美しい海岸を保全し、後世に引き継ぐため、保全対策を強化します。また、高潮対策や侵食対策が課題となっている室積海岸については、引き続き、周辺の自然環境や景観と調和した海岸保全施設の整備を進めます。

④ 農地の保全

農業の持続的発展と多面的機能を健全に発揮するため、基盤となる農地・農業用水の環境保全と質的向上に努め、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進します。また、地元産農産物の地産地消のみならず、多くの人が土と親しんだり農業体験が楽しめるよう、農地を確保したり、親しむ場を設けるなど、「里の厨」を中心に積極的な取組みを進めます。

(3) 緑化の推進

① 公園緑地の整備

緑豊かなまちづくりを進めるため、「緑の基本計画」に基づき、公園緑地の適正な配置と保全に努めます。また、市民のレクリエーション、憩いの場としての役割とともに、環境教育・学習の場など、それぞれの公園の特性を活かした魅力ある整備・活用を進めます。

冠山総合公園については、遊具を備えた「子どもの森」などの主要な施設が整ったことから、今後は、施設を有効に活用するとともに、市民の憩いの場としての機能の充実に努めます。

② 身近な緑化の充実

市域全体の緑化を推進していくため、魅力ある公園づくりや道路・学校・幼保施設等の公共施設の緑化やみどりの保全、適切な維持管理を進めるとともに、アダプト・プログラム（里親制度）などへの市民や事業者等の参加を促進することにより、身近な緑化の充実に努めます。

③ 安全を守る緑化の保全

災害に対する緑化の保全・活用を進めるため、保安林として、防風、防砂等の役割を担う室積・虹ヶ浜海岸の松林の維持・保全を図るとともに、保水・遊水機能を有する森林や農地は、自然災害を防止し、安全・安心を守る緑化として保全に努めます。

2 動植物の保護及び管理

(1) 生物多様性の保全

① 希少種の保護・育成

本市には、牛島のカラスバトやモクゲンジ、ヒトツバハギ、室積のクサフグ産卵地、溪月院周辺で見られるギフチョウ、虹ヶ浜海岸のニジガハマギク、塩田のイワキアジサイなど、希少で多様な野生生物の生息地があります。これらの貴重な動植物を保護・育成するため、生息地を形成する樹林地、水辺地、農地等を積極的に保全します。

② 生態系との調和

森林や耕地の荒廃、河川、海域の水質汚濁や外来種の侵入などは、本来の生態系のバランスを崩すこととなります。このため、生態系のバランスを保つ施策の実施に努めます。また、特定外来生物が生態系や農林水産業などに及ぼす影響などについて、市民への情報提供を行い、特定外来生物の拡散を防ぎます。

③ 有害鳥獣への対策

イノシシやサル等の有害鳥獣による農作物被害が深刻化しています。このため、その捕獲や農地等への防護柵設置等、被害防止対策を推進します。また、耕作放棄地の解消など農業施策の展開や鳥獣を寄せ付けない地域の環境づくりなど、地域ぐるみで適切な被害防止対策に取り組み、人と鳥獣の棲み分けを進め、その他の野生動物との共生に努めます。

(2) 飼養動物の適正管理の推進

① 飼養動物の適正管理の推進

飼養動物のフンや鳴き声により生活環境が損なわれないよう、獣医師や県の動物愛護センターと連携して、飼い主へのマナーを啓発します。また、飼い主のいない犬猫等への餌やりを行わないよう、市民に対し周知・啓発します。

3 自然とのふれあいの推進

(1) ふれあい空間の創出

① ふれあい空間の整備と活用

自然環境や生態系に配慮した多自然川づくり、海岸やため池を活用した水辺空間の創出やレクリエーションエリアとしての森林整備など、自然と人とのふれあいの場の確保に努めます。また、伊藤公の森や周防の森ロッジ、冠山総合公園などの既存資源を有効に活用しながら、自然とのふれあいの機会の創出に努めます。

(2) ふれあい機会の推進

① 環境学習・自然体験学習の推進

自然とのふれあいにより、心のやすらぎや感動を得ることは、自然に対する理解を深め、環境を大切にすることを育むうえで重要な意義を有しています。このため、市民や子どもたちに対する環境教育・学習の機会の充実や環境に関するイベントの開催など、より多くの市民が自然とふれあうことができるような機会の創出に努めます。また、こうした活動を通して環境への意識・知識を高め、市民が主体となった活動へ繋がります。

4 安全かつ快適な生活環境の確保

(1) 大気、水、土壌・地下水環境の保全

① 大気環境の保全

大気の汚染状況を把握するため、市内6カ所の測定局において、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質、窒素酸化物などの大気汚染物質の常時監視を行っており、引き続き、監視を行うとともに、これらの環境情報を積極的に公開します。また、大気汚染の主な原因である自動車排出ガス対策や、工場・事業所等の監視・指導に努めます。

② 水環境の保全

公共用水域の水質保全と市民の生活衛生環境の向上を図るため、公共下水道を計画的に整備し、水洗化を促進するとともに、下水道整備が見込まれない地域については、浄化槽設置を促進します。また、し尿及び浄化槽汚泥の処理施設における排出水の適正な処理を進めます。

市民の生活に不可欠な水道水については、水源である島田川の保全に努めるとともに、施設の整備充実や検査監視体制を強化し、引き続き、安全でおいしい水の安定的供給に努めます。

③ 土壌・地下水環境の保全

土壌の汚染は、地下水を通じて広範囲に広がる場合が多く、また、その浄化には多大な年月を要するため、長期にわたり私たちの生活に影響を及ぼします。このような事態を引き起こさないよう、特定有害物資を取り扱う工場・事業所等に対する指導・啓発に努めます。

(2) 騒音・振動、悪臭の防止

① 騒音・振動の防止

事業活動や特定建設作業等に伴って発生する騒音及び振動については、一定の基準を設け、必要な規制を行っています。市民の生活環境に悪影響を及ぼすことがないように、引き続き、工場・事業所及び特定建設事業者等に対し、基準の順守に向けた指導に努めます。また、自動車騒音の常時監視を行うことにより、市民の生活環境の改善に役立てます。

② 悪臭の防止

工場・事業所からの悪臭を原因とする苦情は減少していますが、野焼きによる悪臭苦情が増加しています。市内3カ所で実施している悪臭測定を引き続き実施するとともに、野焼きの禁止について、市民及び事業者に対する指導・啓発に努めます。

(3) 関係機関と連携した公害防止対策の推進

① 公害防止対策の推進

自然環境と経済活動が調和した快適な生活環境を実現するため、事業所等と公害防止協定等の締結を推進するとともに、市内事業者等と連携した公害防止対策に取り組めます。

5 良好な景観の保全

(1) 良好な景観の形成

① 景観の保全と創造

「景観計画」を策定し、白砂青松の自然海岸や緑豊かな山々、歴史的な街並みなど、市民や事業者との協働により本市固有の景観の形成と創造に向けた取組みを推進します。

(2) 歴史文化遺産の保存

① 歴史文化遺産の保存と活用

地域の歴史的遺産や文化財の保存・活用を図るとともに、周辺地域において市民・事業者と連携した地域環境美化活動を促進し、歴史的遺産等と調和した周辺環境の整備に努めます。

② 地域文化の保存と継承

先人から引き継いだ豊かな歴史的・文化的資源や伝統を、市民が愛着と誇りを感じ、地域ぐるみで保存・継承に取り組めるよう、地域文化に対する市民の理解を深めるための文化芸術施策の推進に努めます。

基本方針2 低炭素で地球へのやさしさを大切にするまち

【低炭素社会の実現】

◇現状と課題

地球温暖化によって、異常気象の頻発、気候システムの急激な転換といった影響のみならず、生態系への影響に加え、水不足、農業への打撃、感染症の増加、災害の激化など私たちの経済・社会活動にさまざまな悪影響が複合的に生じる可能性が指摘されており、世界的には、既にこれらの悪影響が発生している地域もあります。

こうした地球温暖化の危機に対応するため、化石燃料の使用抑制などの発生源対策や、緑地の保全・森林整備などの吸収源対策の取組みにより、これまでより温室効果ガスの排出が少ない低炭素社会を目指す必要があります。

こうした中、国においては、平成21年の国連気候変動サミットでの削減目標を踏まえた取組みが進められており、国民の間でも、地球温暖化対策の有効手段の一つである自然エネルギーに対する関心が高まっています。

また、東日本大震災を契機に、自然エネルギーの推進や節電、省エネルギーの取組みの重要性がより一層大きくなってきています。

本市では、これまで、本市の特性を活かし、太陽光を中心として自然エネルギーの導入に努めるとともに、省エネルギー化の推進により地球環境に負荷が少ないライフスタイルの普及を促進してきました。

今後とも、市民や事業者との連携のもと、環境教育の充実や自然エネルギーの普及、省エネルギーの促進など、地域や地球環境への負荷が少ない社会づくりに取り組むとともに、地球環境に対する市民意識をこれまで以上に高めていく必要があります。

◇施策の方向性

- 環境負荷の少ないライフスタイルの普及促進
- 自然エネルギー利用の推進
- 省エネルギー対策の推進
- CO₂吸収源の確保

1 環境負荷の少ないライフスタイルの普及促進

(1) 市民意識の向上

① 環境保全対策の推進

地球環境に負荷が少ないライフスタイルの普及を促進するため、市民、事業者、市が連携した環境保全活動や環境教育を推進するなど、地域や地球環境の保全に向けた取組みを進めます。

(2) 環境負荷の少ない交通の推進

① 公共交通ネットワークの充実と利用促進

自動車排出ガスの発生抑制のため、バスや鉄道などの公共交通機関の利便性向上を図り、環境にやさしい交通体系づくりを行い、公共交通機関や自転車などの利用促進に努めます。

② 環境にやさしい自動車利用の推進

環境負荷の軽減に配慮した自動車の利用を促進するとともに、公用車への導入に努めます。また、ノーマイカーやエコドライブ等、環境に配慮した自動車使用方法等の啓発に努めます。

(3) 関係機関と連携した地球温暖化対策の推進

① 地域における地球温暖化対策の推進

市、地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、市民等の構成員が連携し、温室効果ガスの排出の抑制等に向けた取組みを進めます。

2 自然エネルギー利用の推進

(1) 自然エネルギーの普及促進

① 太陽光等自然エネルギー利用促進

全国的に日照時間がトップクラスという本市の特性を活かし、住宅用太陽光発電システム設置への支援や公共施設への太陽光発電システム設置など、市域全体への拡大に努めます。また、太陽熱利用システムの導入を促進します。

② 新たなエネルギー資源の活用方策の検討

太陽光以外の自然エネルギーについて、地理的、設備的な問題等多くの課題があることから、その導入について、実用化の可能性を検討します。

3 省エネルギー対策の推進

(1) 省エネルギーの普及促進

① 省エネルギー製品の普及促進

省エネルギー家電製品や高効率な暖房・給湯機器等の省エネルギー製品の導入を促進するとともに、緑のカーテンなどの身近に取り組める省エネルギー活動の普及啓発を図ります。また、省エネルギー型街路灯への転換を進めます。

(2) 省エネルギーの率先行動

① 行政の率先行動の推進

市内の一事業所として、温室効果ガスの削減を図るため、市役所の地球温暖化対策率先行動計画である「光市エコオフィスプラン」を着実に実行し、温室効果ガス削減目標の5%を目指した温暖化対策を積極的に進めます。

4 CO₂吸収源の確保

(1) 緑地の保全・適正な森林整備の推進

① 都市緑化の推進

都市公園整備や道路沿道などの緑化の推進など、身近な生活空間での緑化を推進し、冷暖房に係るエネルギー使用の抑制や二酸化炭素吸収量の増加とともに、癒しをもたらす緑豊かな都市空間の形成に努めます。

② 森林空間の保全・育成

豊富な森林資源を活かすため、間伐などの適切な森林整備を推進し、二酸化炭素吸収量を増やし、森林生態系全体の炭素貯蔵量の増大に努めます。

基本方針3 循環を基調に限りある資源を大切にすまち

【循環型社会の実現】

◇現状と課題

我が国では、大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会活動に支えられ、物質的に豊かな生活を享受してきました。しかし、その結果、身近な自然環境の減少、廃棄物の増大と多様化、環境の汚染、地球規模の環境問題などの深刻な状況に直面しており、今まさに、社会経済活動やライフスタイルのあり方を見直すべき出発点に立っているといえます。

こうした中、国においては、「第2次循環型社会形成推進基本計画」に基づく3Rの推進や、環境に配慮したライフスタイルの見直しなど、循環型社会の形成に向けた取組みを加速しています。

本市においては、物を大切にする「もったいない」という日本古来の精神文化を掲げ、ふろしきをシンボルとして市民意識の向上に努めてきました。また、「一般廃棄物処理基本計画」などに基づき、ごみの発生を抑制し、リサイクルを推進することにより資源循環型社会の形成を目指し、さまざまな施策を展開してきました。

今後は、こうした環境意識のさらなる醸成を図るとともに、市民・事業者・市が、適切な役割分担のもと、地域における3Rの取組みを強化していく必要があります。

◇施策の方向性

- もったいないの輪の推進
- 3Rの推進
- 適正処理の推進

1 もったいないの輪の推進

(1) もったいない文化の醸成

① もったいない文化の醸成

これまで、物を大切にする「もったいない」という日本古来の精神文化を掲げ、そのシンボルとして「ふろしき」を普及啓発するなど、市民の環境意識の向上に努めてきました。引き続き、こうした環境意識のさらなる醸成に努めます。

2 廃棄物の減量化と再資源化の推進

(1) 市民意識の向上

① 啓発活動の推進

あらゆる機会を通じ、ごみ処理の現状や課題・問題点などを正しく理解するための情報や、市民や事業者が自ら判断し、具体的に行動していくための情報を積極的に提供します。また、ごみの発生を抑制するための手法として、ごみ処理手数料の有料化について検討します。

② 環境学習の推進

ごみ問題は、長期的かつ継続的な学習が必要であり、子どもから高齢者まで各世代に応じた環境学習を開催するとともに、関係機関との連携によるごみ処理施設の見学機会の拡大に努めます。

(2) 推進体制の整備

① 地域における推進体制の充実

ごみ問題は、地域を主体とした取組みが重要となります。このため、関係機関との連携による各公民館や自治会を単位とした体制づくりを支援し、地域住民の自主的な取組みを促進します。また、3Rを実践する事業所をエコショップとして認定し、事業者の自主的な取組みを推進するとともに、市民に情報提供することで、市民・事業者との協働体制の確立に努めます。

(3) 3Rの推進

① リデュース（発生抑制）の推進

小売店や各種団体との連携を図り、リターナブル容器の利用促進や過剰包装の自

制、マイバッグ運動の取組みなど「ごみを発生させない運動」の推進に努めます。

② リユース（再使用）の推進

家庭用品のリユースを支援する不用品交換情報やフリーマーケット情報の提供など、不用品交換システムの充実に努めます。

③ リサイクル（再資源化）の推進

リサイクルセンター「エコぱーく」を拠点に、ごみの再資源化を進めるとともに、家庭から排出されるごみの多くを占める生ごみのリサイクルを推進します。また、紙製容器包装の再資源化を促進するとともに、地域で取り組む資源回収等を支援します。

3 適正処理の推進

(1) 収集・処理体制の確立

① 時代に対応した収集体制の確立

ごみ処理の複雑化や高齢化の進行などに対応するため、粗大ごみ等の個別収集や収集回数の見直しなど、市民ニーズに的確に対応できるサービスの充実に努めます。

② 事業系一般廃棄物の適正処理の推進

事業系一般廃棄物の処理について、排出事業者処理責任を基本に現行の収集体制などを見直し、事業者の役割を明確にするとともに、増え続ける事業系ごみの抜本的な資源化・減量化策を検討します。

(2) 不法投棄の防止

① 関係機関と連携した不法投棄防止の推進

不法投棄を防止するため、関係団体と連携してパトロールを実施するとともに、啓発看板や警告看板の設置に努めます。また、不法投棄の未然防止につながることから、自治会やボランティア、NPO、企業などと連携を図りながら市民の自主的な美化活動の支援に努めます。

第5章 リーディングプロジェクト

1 リーディングプロジェクトとは

(1) 目的・位置付け

第4章に掲げた3つの基本方針を具現化するため、今後5年間に取り組む効果的、特徴的な事業を複合的なプロジェクトとしてまとめ、本計画を先導するリーディングプロジェクトと位置付けます。

リーディングプロジェクトは分野横断的な性格を持ち、その推進により事業間の連携や相乗効果が期待され、本計画の進捗管理を行う上で中心的役割を担う取組みとなります。

本市は、自然敬愛都市宣言のまちとして、この豊かで美しい環境を守り、育て、後世に伝えていかなければなりません。そして、その実現のためには、今後5年間でこのリーディングプロジェクトを中心に、市民・事業者・市が協働で優先的かつ重点的な取組みにより、本市の環境まちづくりを進めていく必要があります。

このリーディングプロジェクトは、まさに、私たちのまちが、その名のごとく明るいまち、魅力あるまち、光輝くまちを目指すものです。

(2) 5つのリーディングプロジェクト

- 光ソーラーCITY プロジェクト
- STOP 地球温暖化プロジェクト
- 人と自然のハーモニープロジェクト
- MOTTAINAI プロジェクト
- まち美化パートナーシッププロジェクト

【リーディングプロジェクトの見方】

プロジェクト1 光ソーラーCITY プロジェクト

●取組みの方向

全国的に日照時間がトップクラスという地域特性をエネルギーの創出や活用を推進します。特に、「光」の名の通り、太陽光発電の取組みの市域全体への拡大を目指します。

平成 24 年実施の市民アンケートの数値及び年度による集計は平成 23 年度実績を記載しています。

エネルギーと

●数値目標

環境指標	近況値 (H24)	目標値 (H29)	単位
住宅用太陽光発電システム設置の普及率 (3月末)	5.4		%
公共施設における太陽光発電システムの設置件数	8		件

●実現に向けた各主体の主な取組み

市民

- ・太陽光や太陽熱などの自然エネルギーを利用した機器の導入に努めます。
- ・家庭における新エネルギーへの理解向上に努めます。

事業者

- ・太陽光や太陽熱などの自然エネルギーを利用した機器の導入、研究、開発に努めます。
- ・新エネルギーを利用した機器等の費用低減に努めます。

市

- ・太陽光発電システムや太陽熱利用システムの導入促進
- ・市民や事業者に対し、太陽光発電などの有効性など

計画の対象となる主体である、市民・事業者・市のそれぞれの主な取組みを記載しています。

●具体的な施策・事業の展開例

	スケジュール					所管課
	H25	H26	H27	H28	H29	
住宅用太陽光発電システムや太陽熱利用システムの導入促進		見直し			見直し	環境政策課
公共施設への太陽光発電システムや太陽熱利用システムの導入促進						環境政策課、関係各課

事業の実施期間を記載しています。

■ 検討
→ 実施

2 リーディングプロジェクト

プロジェクト1 光ソーラーCITY プロジェクト

●取組みの方向

全国的に日照時間がトップクラスという地域特性を活かし、クリーンで安全なエネルギーの創出や活用を推進します。特に、「光」の名のごとく、光輝くまちのシンボルとして、太陽光発電の取組みの市域全体への拡大を目指します。

●数値目標

環境指標	近況値 (H24)	目標値 (H29)	単位
住宅用太陽光発電システム設置の普及率 (3月末)	5.4		%
公共施設における太陽光発電システムの設置件数	8		件

●実現に向けた各主体の主な取組み

市民

- ・太陽光や太陽熱などの自然エネルギーを利用した機器の導入に努めます。
- ・家庭における新エネルギーへの理解向上に努めます。

事業者

- ・太陽光や太陽熱などの自然エネルギーを利用した機器の導入、研究、開発に努めます。
- ・新エネルギーを利用した機器等の費用低減に努めます。

市

- ・太陽光発電システムや太陽熱利用システムの導入促進を支援します。
- ・市民や事業者に対し、太陽光発電などの有効性などについて啓発します。
- ・太陽光発電システムの公共施設への設置を進めます。
- ・新エネルギーに関する情報を収集・整理し、提供します。

●具体的な施策・事業の展開例

	スケジュール					所管課
	H25	H26	H27	H28	H29	
住宅用太陽光発電システムや太陽熱利用システムの導入促進		見直し			見直し	環境政策課
公共施設への太陽光発電システムや太陽熱利用システムの導入促進						環境政策課、 関係各課
事業所用太陽光発電システムの導入促進の検討	検討					環境政策課
地域特性にあった自然エネルギーの活用方策の研究	研究					環境政策課

プロジェクト2 STOP 地球温暖化プロジェクト

●取組みの方向

まったなしの状況である地球温暖化について、その主な原因である二酸化炭素などの温室効果ガス排出を抑制するため、省エネルギー化を推進します。

また、今後、地球規模の環境問題を市民一人ひとりが自分の問題として捉えるとともに、各主体が連携・協働し、地球規模の環境保全活動を推進するための体制、環境保全に向けた取組みへの理解など、人の輪を広げ、地球にやさしい行動をしていくことができるよう、各事業や取組みを展開します。

●数値目標

環境指標	近況値 (H24)	目標値 (H29)	単位
市域全体からの温室効果ガス排出量 (H21)	2,260		千 t-CO ₂
市の施設からの温室効果ガス排出量	9,503		t-CO ₂
公用車における低公害車の導入率 (3月末)	6.0		%
街路灯の省エネルギー化率 (3月末)	12.3		%
省エネルギーの推進など温暖化対策の状況に関する満足度	42.1		%

●実現に向けた各主体の主な取組み

市民

- ・過度な暖房や冷房に頼らない省エネルギー化に配慮した建築に努めます。
- ・LED照明等、省エネルギー機器の導入に努めます。
- ・低公害車やエコマーク製品などの環境に配慮した製品の購入に努めます。
- ・公共交通機関や自転車の積極的な利用に努めます。
- ・緑のカーテンの設置に努めます。

事業者

- ・過度な暖房や冷房に頼らない省エネルギー化に配慮した建築に努めます。
- ・LED照明等、省エネルギー機器の導入に努めます。
- ・低公害車やエコマーク製品などの環境に配慮した製品の購入に努めます。
- ・公共交通機関や自転車の積極的な利用を促進し、ノーマイカー通勤に努めます。
- ・事業活動における環境管理活動の実践に努めます。
- ・クールビズやウォームビズの取組みに参加します。

市

- ・「エコオフィスプラン」の取組みにより、市の施設から排出される温室効果ガスの削減に努めます。
- ・LED照明等、省エネルギー機器の導入に努めます。
- ・低公害車やエコマーク製品などの環境に配慮した製品の購入に努めます。
- ・庁用自転車「チャリンジ」の利用に努めます。
- ・関係機関との協働による全市的な地球温暖化対策に努めます。

●具体的な施策・事業の展開例

	スケジュール					所管課
	H25	H26	H27	H28	H29	
低公害車の導入及び普及						環境政策課、 関係各課
地域公共交通の充実及び利用促進						商工観光課
市域全体での節電運動の推進						環境政策課
省エネルギー製品の導入促進		見直し			見直し	環境政策課
街路灯の省エネルギー化の推進						生活安全課、 関係各課
緑のカーテンの普及促進						環境政策課

	スケジュール					所管課	
	H25	H26	H27	H28	H29		
地球温暖化に関する環境学習の推進	→					環境政策課	
市の率先行動（エコオフィスパラン）による地球温暖化対策の推進	→			第3期	→		環境政策課
地球温暖化対策地域協議会の活動支援	→					環境政策課	

プロジェクト3 人と自然のハーモニープロジェクト

●取組みの方向

自然と人の営みの共生を目指す「自然敬愛都市」として、かけがえのない故郷の自然を次世代に継承するため、市民・事業者・市が協働で、山・川・海などの自然環境の保全、創造、再生を推進するとともに、自然と人のふれあいの場の確保に努めるなど、自然に対する保全意識の高揚を図ります。

また、清らかでおいしい水、さわやかな空気を感じられる健康で住みよい生活環境づくりに努めます。

●数値目標

環境指標	近況値 (H24)	目標値 (H29)	単位
竹林の面積（3月末）	413		ha
環境学習・自然体験学習等の開催数	8		回
山や森林などの自然の緑の美しさに関する満足度	81.1		%
鳥や魚、植物などの身近な生物の豊かさに関する満足度	77.4		%
森・川・海などの自然とふれあっている人の割合	60.4		%
生活環境の快適さ（騒音や悪臭などが無いこと）に関する満足度	75.6		%

●実現に向けた各主体の主な取組み

市民

- ・美しい自然を大切にし、その恵みに感謝します。
- ・生き物に対する理解を深め、その生息・生育環境を大切にします。
- ・野焼きをしません、させません。
- ・自然とふれあうことのできるイベントなどは積極的に参加します。

事業者

- ・美しい自然を大切にし、その恵みに感謝します。
- ・地域で行う自然環境保全活動等への協力・参加に努めます。
- ・事故等による環境への影響を最小限に抑えるため、危機管理体制を充実させます。
- ・事業所等からの排出ガスの適正処理や発生抑制に努め、騒音、振動は規制基準を順守します。

市

- ・自然敬愛都市宣言や自然敬愛基本構想等の理念を市民や事業者、全国へと呼びかけます。
- ・自然環境の保全と創造への実践活動を進めます。
- ・生態系に配慮した、川や道路などの施設整備に努めます。
- ・多くの人々が自然とふれあえる機会の創出に努めます。
- ・大気環境や騒音の監視観測を実施し、情報公開などにより大気環境や騒音改善の啓発を行います。

●具体的な施策・事業の展開例

	スケジュール					所管課
	H25	H26	H27	H28	H29	
森林の適正な整備・保全	→					水産林業課
自然環境や景観と調和した海岸 保全施設の整備	→					水産林業課
貴重な動植物の保護・育成	→					水産林業課、 文化・生涯学習課
鳥獣被害防止対策の推進	→					水産林業課
環境学習・自然体験学習等の推 進	→					環境政策課
特定外来生物対策の推進	→					環境政策課

	スケジュール					所管課
	H25	H26	H27	H28	H29	
自然環境を活かしたスポーツ・レクリエーション活動の推進						体育課、 関係各課
白砂青松 10 万本大作戦の推進						水産林業課
どんぐりランドの整備						水産林業課
市民の森自然観察林の整備						水産林業課
安全でおいしい水の安定的供給						水道局
公害防止対策の推進						環境政策課

プロジェクト4 MOTTAINAI プロジェクト

●取組みの方向

無駄を出さない、物を使い切るなど、全ての物を大切にする「もったいない」という日本古来の文化を継承し、資源とごみの分別意識を高めながら、ごみの発生抑制、再使用、再資源化というサイクルを徹底するとともに、環境にやさしいライフスタイルの普及を図ります。

●数値目標

環境指標	近況値 (H24)	目標値 (H29)	単位
1人1日あたりのごみの排出量	965		g
リサイクル率	25.2		%
ごみの最終処分量	1,460		t
資源回収・リサイクルの状況に関する満足度	76.5		%
使い捨て製品の購入を控える人の割合	73.3		%
生ごみの堆肥化や減量を行っている人の割合	49.1		%
不用品のバザーやフリーマーケットに参加している人の割合	41.1		%

●実現に向けた各主体の主な取組み

市民

- ・ごみの分別方法、収集日など、ごみ出しルールを守ります。
- ・過剰包装品や使い捨て製品、不必要な物は極力購入を控えます。
- ・生ごみの水切りを徹底し、なるべく堆肥化するように努めます。
- ・リサイクルショップやフリーマーケットの利用に努めます。
- ・除草や剪定をした際には、なるべく堆肥化するなど再使用に努めます。

事業者

- ・ 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用、分別の徹底に努めます。
- ・ 自社処理施設の整備を促進し、産業廃棄物の再使用や再生利用の活性化に努めます。
- ・ 製品開発にあたっては、再使用や再生利用、分別処理を考慮するとともに、長期間の使用が可能となるよう修理体制の充実に努めます。
- ・ 過剰包装品の簡素化やごみになりにくい商品の開発販売に努めます。
- ・ 備品などは長く使用するとともに、再使用や再生利用が可能なりサイクル商品を選びます。

市

- ・ 市広報紙やホームページ等を通じ、ごみ問題の情報提供の充実に努めます。
- ・ 各公民館や自治会を単位とした体制づくりを支援し、地域での自主的な取組みを進めます。
- ・ 世代に応じたごみに対する理解を深める機会の創出に努めます。
- ・ リユースネットひかり（不用品交換システム）やフリーマーケット情報等の充実に努めます。
- ・ 祝日収集や粗大ごみの戸別収集など、市民ニーズに配慮した取組みを行います。

●具体的な施策・事業の展開例

	スケジュール					所管課
	H25	H26	H27	H28	H29	
もったいない文化の醸成						環境政策課、 環境事業課
生ごみリサイクルの推進						環境事業課
不用品交換システムの充実						環境事業課
事業者等のごみの発生抑制や減量、再資源化の促進と支援						環境事業課
世代に応じた環境学習の推進						環境事業課
市民ニーズに対応した収集サービスの実施						環境事業課

プロジェクト5 まち美化パートナーシッププロジェクト

●取組みの方向

自助・互助・共助・公助の調和を基本とした連携と協働により、道路、公園等の花や街路樹の整備や清掃活動等を行い、清潔で美しいまちづくりによる地域環境力を高めるとともに、自然環境の保全と再生に向けた、自覚と意識の醸成に努めます。

●数値目標

環境指標	近況値 (H24)	目標値 (H29)	単位
クリーン光大作戦の参加者数	20,553		人
まちの清潔さに関する満足度	53.1		%
地域で花や木を植える緑化活動に参加している人の割合	18.5		%
地域、自治会等での環境美化活動に参加している人の割合	72.2		%

●実現に向けた各主体の主な取組み

市民

- ・環境保全活動や美化活動等の行事へ積極的に参加します。
- ・地域の自然や公園等、身近な緑を大切にします。
- ・ペットはマナーを守り、責任をもって飼います。
- ・ポイ捨てはしません、させません。見つけたごみは拾い、捨てられない環境づくりに努めます。

事業者

- ・地域における自然環境保全活動等へ積極的に参加し、連携を図ります。
- ・自然環境に配慮した事業活動に積極的に取り組みます。
- ・事業所周辺の緑地の保全や緑化の促進に努めます。
- ・土地の管理を適正に行い、不法投棄されない環境づくりに努めます。

市

- ・街路樹、河川、学校や幼保施設等の公共施設の緑の充実を進めます。
- ・多様なニーズに対応した公園施設の充実に努めます。
- ・クリーン光大作戦や花壇コンクール等の開催により、市民の主体的な緑の保全と創出に努めます。
- ・ペットの飼い方のマナー向上に努めます。

●具体的な施策・事業の展開例

	スケジュール					所管課
	H25	H26	H27	H28	H29	
クリーン光大作戦の推進	→					文化・生涯学習課
アダプト・プログラムの推進	→					地域づくり推進課、関係各課
市民参加による緑化活動の推進	→					公園緑地課、関係各課
犬の飼い方教室の実施	→					環境政策課
自然海岸の清掃活動の実施	→					文化・生涯学習課、関係各課
街路樹や植樹帯の整備	→					公園緑地課
街区公園、近隣公園等の整備	→					公園緑地課
市民参加による景観形成の推進	→					都市政策課

第6章 環境配慮指針

環境問題の発生の多くは、私たちの日常生活や事業活動に伴う環境への負荷の増大が大きく起因しています。環境配慮指針は、日常生活や事業活動等に対して、市はもとより、市民及び事業者が環境に配慮した行動を実践していくための指針を示します。

1 主体別における環境配慮指針

主体別における環境配慮指針は、市民、事業者及び市が目指すべき環境像の実現に向けて、自らの行動や生活を通じ、それぞれの立場で環境に配慮すべき事項を明らかにするものです。

光市環境基本条例では、市民、事業者及び市の責務を次のように定めています。

○市民の責務

市民は、日常生活において、廃棄物の削減、生活排水の改善、省エネルギー等環境の保全等に積極的に取り組み、環境への負荷の低減に努めるとともに、市の環境保全等に関する施策に協力しなければならない。

○事業者の責務

事業者は、事業活動に伴うばい煙、汚水その他の公害の発生の防止、廃棄物の適正処理、省資源、省エネルギー、廃棄物の減量等環境の保全等に積極的に取り組み、環境への負荷の低減に努めるとともに、市の環境保全等に関する施策に協力しなければならない。

○市の責務

市は、市が実施するすべての施策について、基本理念にのっとり、良好な環境の保全等を基本に、総合的かつ計画的に推進しなければならない。

光市環境基本条例 平成19年4月1日施行

主な環境配慮事項の例としては、次の事項が考えられます。

項目	市民	事業者	市
自然共生社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・美しく豊かな自然は本市の財産という意識を共有する。 ・庭やベランダ、屋上、壁面等の緑化や公園等の地域で親しまれている身近な緑化に努める。 ・動植物の育成・生育環境である自然環境の保全に協力する。 ・鳥や昆虫、植物等の身近な生き物を大切にし、生物多様性に関する理解と保全に努める。 ・市の歴史・文化について理解を深め、市が実施する有形・無形文化財等の保護活動に参加・協力する。 ・市や地域が実施する自然とふれあうイベント等に積極的に参加する。 ・ごみのポイ捨てや犬等のフンの放置、野焼きなどをしないようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・美しく豊かな自然は本市の財産という意識を共有する。 ・敷地の外周や前庭等の緑化や地域の緑化に努める。 ・動植物の育成・生育環境である自然環境の保全に協力する。 ・生物多様性を理解するとともに、外来生物による被害を予防するため、地域に入れない、広げないように努める。 ・開発行為にあたっては、歴史文化遺産に配慮するとともに市の歴史・文化について理解を深め、市が実施する有形・無形文化財等の保護活動に参加・協力する。 ・市や地域が実施する自然とふれあうイベント等に積極的に参加する。 ・大気、騒音、排水等に係る法令基準を順守し、その達成に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然敬愛に関する取組みを広く情報発信し、美しく豊かな自然は本市の財産という意識を共有する。 ・公共施設の緑化に努めるとともに、市域全体の緑地の確保と適切な維持管理に努める。 ・動植物の育成・生育環境である自然環境の保全に関する取組みに努めるとともに、保護意識の普及を図る。 ・生物多様性の重要性を啓発するとともに、外来生物による被害を予防するため、実態を把握し情報提供に努める。 ・開発行為にあたっては、歴史文化遺産に配慮するとともに、有形・無形文化財等の保護活動の推進に努める。 ・自然型体験学習など自然とふれあう機会の創出に努める。 ・公害に関する環境監視体制を充実するとともに、適切な指導・啓発に努める。
低炭素社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策の重要性を認識する。 ・低公害車の購入に努める。 ・電車・バス等の公共交通機関の利用に努め、近くへの移動は自転車か歩くようにする。 ・太陽光発電、太陽熱利用システム等、自然エネルギーの利用に努める。 ・家電製品、照明器具等は、省エネルギー型の製品の購入に努める。 ・クールビズやウォームビズに取り組み、エアコンの適温運転（冷房 28℃、暖房 20℃程度）を徹底する。 ・生活スタイルを見直し、節電等に努める。 ・緑のカーテンを設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策の重要性を認識する。 ・低公害車の購入に努める。 ・通勤や業務活動時等には、電車・バスなどの公共交通機関の利用に努め、輸送は共同輸配送等、効率的に行う。 ・太陽光発電、太陽熱利用システム等、自然エネルギーの利用に努める。 ・OA機器、照明器具等は、省エネルギー型の製品の購入に努める。 ・エアコンは必要な区域・時間に限定して使用するとともに、クールビズやウォームビズに取り組み、エアコンの適温運転（冷房 28℃、暖房 20℃程度）を徹底する。 ・事業所におけるエネルギー使用量の削減に努める。 ・緑のカーテンを設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策の重要性を情報発信する。 ・公用車の低公害車の購入に努め、民間への普及促進を図る。 ・通勤や業務活動時等には、電車・バスなどの公共交通機関の利用に努め、近くへの移動は庁用自転車を利用する。 ・太陽光発電、太陽熱利用システム等、自然エネルギーの利用の普及を図るとともに、公共施設への設置を進める。 ・省エネルギー製品の導入促進に努めるとともに、OA機器、照明器具等は、省エネルギー型の製品の購入に努める。 ・クールビズやウォームビズの普及促進を進めるとともに、クールビズやウォームビズに取り組み、エアコンの適温運転（冷房 28℃、暖房 20℃程度）を徹底する。 ・庁舎におけるエネルギー使用量の削減に努める。 ・緑のカーテンの普及を図るとともに、公共施設への設置を進める。

項目	市民	事業者	市
循環型社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・決められたごみ分別・排出・処理ルールを守る。 ・資源に対する意識を高め、不用品交換システムやフリーマーケット情報を活用するなどリユース活動を推進する。 ・使い捨て製品の購入を控え、詰め替え製品を積極的に利用する。 ・買い物袋（マイバッグ）持参運動に協力する。 ・調理した時は、食べ残しがないように気をつけるとともに、生ごみの堆肥化に努める。 ・不法投棄をせず、地域ぐるみで不法投棄監視を強化する。 ・風呂の残り湯は洗濯や掃除等に利用するなど、節水に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・決められたごみ分別・排出・処理ルールを守る。 ・資源に対する意識を高め、事業所内で利用可能なものの再利用を図るなどリユース活動を推進する。 ・使い捨て製品の使用を削減し、詰め替え製品の積極的な販売、流通を推進する。 ・買い物袋（マイバッグ）持参運動に協力する。 ・台所、調理室等から出る生ごみの堆肥化に努める。 ・不法投棄をせず、事業所周辺の不法投棄監視を強化する。 ・水の再利用や出しっぱなしにしない等、節水に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ分別・排出・処理ルールを周知し、マナーの向上を図るとともに、市民ニーズに配慮した取組みを行う。 ・不用品交換システムやフリーマーケット情報等の充実に努めるなど、市民や事業者の資源に対する意識の高揚を図る。 ・使い捨て製品の使用を削減し、詰め替え製品を積極的に利用する。 ・買い物袋（マイバッグ）持参運動の啓発を行う。 ・生ごみの堆肥化方法などを啓発する。 ・不法投棄防止のための啓発・指導の徹底、全市的な不法投棄体制の充実に努める。 ・水を出しっぱなしにしない等の節水に努める。
環境への意識を高め、取組みを実践するために	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に関する情報の収集や理解を深める。 ・環境学習の場への参加に努める。 ・日常的にできる環境保全活動の実践に努める。 ・地域等で行う環境保全活動への参加・協力を努める。 ・日常生活における環境管理活動の実践に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に関する情報の収集や理解に努めるとともに、環境に配慮した事業活動の体制や仕組みの整備に努める。 ・職場における環境教育に努める。 ・職場における環境保全活動の実践に努める。 ・地域等で行う環境保全活動への参加・協力を努める。 ・事業活動における環境管理活動の実践に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に関する情報収集や情報提供に努めるとともに、環境に配慮した事業活動の体制や仕組みの整備に努める。 ・職場における環境教育に努める。 ・職場における環境保全活動の実践に努める。 ・地域等で行う環境保全活動への参加・協力を努める。 ・市の業務における環境管理活動の実践に努める。

2 事業における環境配慮指針

事業における環境配慮指針は、すべての開発事業や建設事業を行う上で、広域的、複合的な影響を含めて、事業の実施に伴う環境への影響を未然に防止するとともに、良好な生活環境を創造するよう、環境に配慮すべき事項を示すものです。主な環境配慮事項の例としては、次の事項が考えられます。

●全体に関連する事項

- ・環境保全や景観形成等に関する市の計画の方針・目標との整合を図る。
- ・計画の早い段階から、開発地周辺の環境に関する情報を収集し、周辺地域の環境や土地利用との調和を図り、環境への影響に配慮する。
- ・事業実施にかかる大気汚染や水質汚濁等の環境への影響を考慮し、環境への影響について適切かつ十分な配慮を行うことができるよう、環境への配慮事項を検討する。
- ・周辺住民の事業に対する意見を考慮する。

●循環に関連する事項

- ・建設廃棄物等を用いた再資材の利用を推進するよう努める。
- ・廃棄物のリサイクルを推進し、廃棄物発生量の抑制、減量に努める。

●生活環境に関連する事項

- ・工事中は、大気汚染、粉じん、騒音・振動、汚濁による被害を生じさせないよう適切な措置を講じる。
- ・有害化学物質を使用しない建材や工法を採用する。
- ・土地の造成等にあたっては、地下水位の低下や地盤の変形が生じないように配慮する等、地盤沈下の防止に努める。
- ・土壌汚染の発生及び拡散防止に努める。
- ・施設・工場の建設にあたっては、周囲の自然環境及び景観に調和した構造や色彩となるように努める。

●自然環境に関連する事項

- ・土地の改変、建物・構造物の規模・配置、風向・風速、気温、地形、地質、土質、河川の水量・水位、ため池への流入水量、水位、海域の潮流・波浪への影響等に配慮する。
- ・貴重な植物群落、野生生物の生息地、人と自然とのふれあい活動の場等への影響に配慮する。
- ・人工物の位置、規模、形状等は、周辺景観との調和に配慮し、良好な自然景観の保全に努める。
- ・敷地内の緑化推進等、環境整備に努める。

●文化環境に関連する事項

- ・周辺の伝統的景観との調和に配慮し、歴史文化遺産等の環境資源を著しく損なうことがないように努める。
- ・土地の改変、建物・構造物の設置にあたっては、文化財の保全に努める。

●環境負荷に関連する事項

- ・省エネルギー機器、太陽光等の自然エネルギーの利用を図る。
- ・長期使用が可能な資材の利用等により、廃棄物の発生を出来るだけ抑制する。
- ・耐久性向上の構・工法の採用等、建築物の長寿命化に努める。

●安全に関連する事項

- ・建設工事及び施設の共用に伴い発生する自動車交通は、地域の生活道路、幹線道路等における交通安全への影響に配慮する。
- ・有害物質の使用や発生を極力抑制するとともに、使用・保管する場合は、管理体制や防災体制に十分配慮する。

第7章 計画の推進

1 計画の推進に向けて

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を機に、自然エネルギーや省エネルギーに関する意識の醸成、自然との共生が課題となり、これまで以上に環境に対する関心などの高まりや取組みの必要性が生じています。

本市ではこれまで、地域住民の主体的な参画のもと、「クリーン光大作战」や「白砂青松10万本大作战」などの保全活動を積極的に展開する一方、市独自の地球温暖化対策や児童・生徒への環境教育として、住宅や小中学校への太陽光発電システムの設置を進めるなど、環境問題に対する市民意識を高める取組みを多く実施してきました。

こうした結果、計画策定のために実施した環境に関する市民アンケートでは、本市の宝は豊かな自然環境であると感じている人が非常に多い結果であることや、省エネルギーの推進などの温暖化対策の状況の満足度が増加しています。

こうしたこれまでの取組みや市民意識を糧として、これまで以上に多くの人が環境活動で繋がり、総参加で良好な環境の創造を目指します。

2 推進体制

(1) 環境審議会

本市では、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的な事項について調査、審議するため、市民、学識経験者、事業所等の代表からなる「環境審議会」を設置しています。

「環境審議会」では、本計画の策定に関する必要事項の意見を述べる諮問組織とするとともに、本計画の進行状況の点検評価などを行います。

(2) 庁内の推進体制

本計画に掲げる環境に関する取組みは、本市の組織全般に関わるものであり、計画の着実な推進のためには全庁的な取組みが必要です。

本市では、着実な計画推進のために、庁内関係各課が行う施策、事業の進捗管理を定期的に行い、十分な連携・分担のもと、計画に基づく施策の総合的な推進を図ります。

(3) 各主体との連携

計画の推進は、市民一人ひとりの意識改革の下で取り組むことが大切です。市民が環境問題を自らの問題と捉え、環境に対する意識を高め、できることから行動に移せるよう、本計画の周知や環境に関する情報提供、自主的な環境保全活動への支援を行います。

また、事業活動による環境への負荷の軽減が求められます。事業者への環境配慮への取組みの支援などを行い、地域社会の一員としての環境問題への取組みに期待します。

(4) 国・県、関係自治体等との連携強化

本計画を着実に推進するために、国や県、関係自治体との連携・協力を強化し、広域的な視点からの取組みの推進を図ります。

財源の確保にあたっては、国や県、各種法人の補助金等を積極的に活用します。

3 情報の発信と進行管理

(1) 情報の発信

毎年、本計画に掲げる環境に関する取組みや本市の環境の調査結果等をまとめた「光市の環境」を「環境審議会」に報告するとともに、全市的な進行管理を図るため、ホームページ等で情報発信します。

(2) 進行管理

計画の進行管理をPDCAサイクル（PLAN：計画→DO：実行→CHECK：点検・評価→ACTION：見直し）に沿って行い、毎年の事業結果及び「環境審議会」や市民等からの提言を次の施策・事業に反映します。